

事務連絡  
平成26年7月9日

日本一般用医薬品連合会 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

医薬品の販売業等に関するQ&Aについて（その3）

「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号。以下「改正法」という。）及び改正法の施行に伴う政省令改正の内容については、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成26年3月10日付け薬食発0310第1号厚生労働省医薬食品局通知）でお示ししておりますが、今般、そのQ&A（その3）を別添写しのとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）薬務主管課あてお知らせしましたので、御了知の上、貴会傘下業者等に周知いただきますよう、お願い申し上げます。